

新積算システムにおける建設機械等損料の算出方法について

(令和6年4月1日時点)

- ・従前の積算システムでは豪雪補正後の損料単価（以後 B 地区単価）を算出する場合、通常の損料（以後 A 地区単価）の補正後に「有効4桁目四捨五入し有効3桁止め」の端数処理を行っております。
- ・新積算システムでは、従前の積算システムと異なり、A 地区単価の補正後に「少数1位四捨五入した後、有効4桁目四捨五入し有効3桁止め」の端数処理を行っております。
- ・上記の違いにより、建設機械等損料算定表に記載されている B 地区単価と新積算システムの B 地区単価が異なる場合があります。
- ・新積算システムにおいて、建設機械等損料算定表に記載の B 地区単価と同じ B 地区単価となるようシステム改修を行っており、改修した際に改めてお知らせします。

<計算例>

豪雪補正後の損料（端数処理前）が 8,204.5833 円 の場合

- ・従前の積算システム

B 地区単価：8,204.5833 円を

有効4桁目四捨五入し有効3桁止め。

⇒8,200 円

- ・新積算システム

B 地区単価：8,204.5833 円を

少数1位四捨五入した後、有効4桁目四捨五入し有効3桁止め。

⇒8,205 円⇒8,210 円